

移住を



お考えの皆さまへ

空き家改修・購入

補助金のお知らせ

【対象者】 以下の2つの条件を満たしている方

①市外から転入して1年以内または市内に1年以内に転入する予定の方

②市内の「登録空き家」または「空き家バンク物件」を購入または賃貸した方

※登録空き家：中野市空き家台帳に登録のある空き家

※空き家バンク物件：中野市空き家バンクで購入または賃貸した物件

空き家改修補助金

購入・賃貸し、居住するための改修工事の一部を補助します。



上限 **80** 万円

工事費の
2/3 まで
※ 20 万円以上
の工事が対象



右記の場合は、
上限額が変わります。



子育て世帯は
(18才以下のお子さんがある世帯)

上限 **200** 万円
まで補助します。

居住誘導区域の空き家は

上限額 **20** 万円
が加算されます。



さらに居住誘導区域の
空き家購入をサポート

【居住誘導区域とは】
中野市立地適正化計画で定め
る人口密度の維持を図る区域
をいう。
購入前に確認しましょう！

空き家購入補助金

居住目的で居住誘導区域の空き家を購入
した方の購入費用の一部を補助します。

上限 **20** 万円

購入費の 2/3 まで補助します。



申請前に必ず、
ご相談ください。

問い合わせ先はこちらから

中野市都市建設課 0269-22-2111 (内線 358)



空き家改修補助金

対象者	対象経費	補助率
定住するため空き家を購入または賃借した者で、次に掲げる要件を全て満たす方 ・市外から転入して1年以内または1年以内に転入をする方 ・購入または賃借した空き家の所有者等の親族でないこと。	次に掲げる改修工事に要する工事。ただし、工事費が20万円以上の工事に限る。 ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事 ・内装、屋根、外壁等の改修工事	補助対象経費の3分の2以内(80万円を限度) ※子育て世帯(18歳以下のお子さんがある世帯)については上限200万円 ※居住誘導区域内の空き家を改修する場合は、20万円を加算。

例)

- ・1年以内に神奈川県から転入
- ・空き家バンクで居住誘導区域の家を購入
- ・浴室、トイレ、洗面所、フローリングを改修(改修費は、600万円)
- ・6歳の息子と妻とで居住する



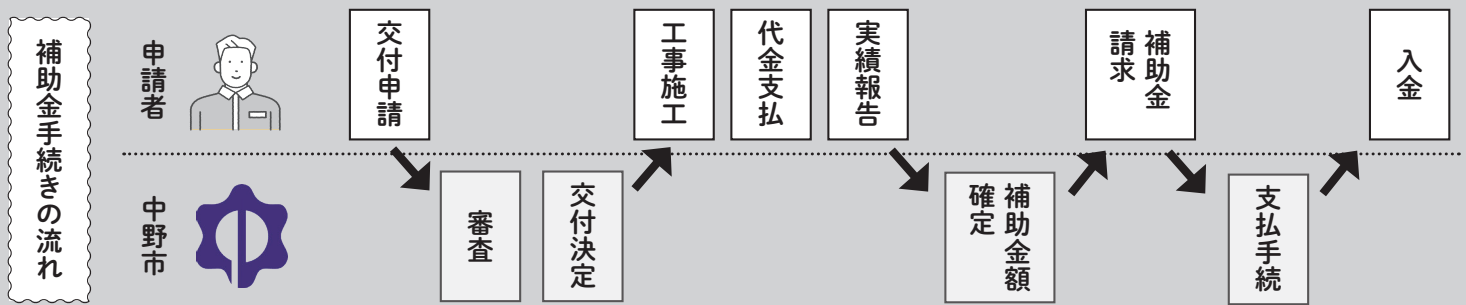
$$\text{(改修費)} \quad \text{(補助率)} \quad \text{(A)}$$

$$600 \text{ 万円} \times \frac{2}{3} = 400 \text{ 万円}$$

$$\text{(A)} \quad \text{(B)}$$

$$400 \text{ 万円} > 220 \text{ 万円} \rightarrow 220 \text{ 万円} \text{ を補助します。}$$

(B) = 子育て世代上限 200 万円 + 居住誘導区域 20 万円



空き家購入補助金

対象者	対象経費	補助率
定住するため空き家を購入した方 ・市外から転入して1年以内または1年以内に転入をする方 ・購入した空き家の所有者等の親族でないこと。	居住誘導区域内の空き家の購入に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。

